

## 「快適な仮設トイレの設置工事」実施要領

### 1 目的

建設現場を働きやすい環境に改善することが、女性技術者等の活躍や若年者等の入職の促進など、担い手の確保に繋がるものと期待できることから、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置する工事を実施するもの。

### 2 仮設トイレ種別の定義

#### (1) 仮設トイレ

従来の和式トイレのこと。

#### (2) 洋式トイレ

以下の①～③の全てを備えた仮設トイレのこと。

①洋式便座

②水洗機能（簡易水洗）

③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）[必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること]

#### (3) 快適トイレ

以下の①～⑩の全てを備えた仮設トイレのこと。

①洋式便座

②水洗機能（簡易水洗）又は、し尿処理装置付き

③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）[必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること]

④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）[二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]

⑤照明設備（電源がなくても良いもの）

⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧サンタリーボックス（女性専用トイレに限る）

⑨鏡付きの洗面台

⑩便座除菌シート等の衛生用品

※国土交通省の快適トイレでは、「入口の目隠し」の設置を要件としているが、本県の快適トイレでは、強風に耐えられる「入口の目隠し」のレンタル品が市場に浸透していないことから、快適トイレの要件から除外している。受注者は独自に設置してもよいが、下記に示す和式トイレとの差額の対象とはしないものとする（入口が直接見えなような配置にするなど、利用者に配慮すること）。

### 3 対象工事

富山県土木部が発注する全ての工事を対象とし、受注者から希望があった場合に実施する。

## 4 工事の実施

### 【発注時】

監督員は、特記仕様書に「快適な仮設トイレの設置工事」であることを明示する。  
(以下の 5 記載例のとおり)

### 【契約後、受注者が希望する場合】

受注者は「洋式トイレ」や「快適トイレ」の設置を希望する場合は、工事打合簿にトイレ種別及び基数を明示し、これに別添の「快適な仮設トイレのチェックシート」、「快適な仮設トイレ設置計画書」及び各トイレの要件がわかるパンフレット等を添付して協議する。

なお、設置基数は現場毎に必要性を監督員と協議の上、決定するものとする。

### 【工事施工中】

監督員は「快適な仮設トイレのチェックシート」及びパンフレット等に基づき、「洋式トイレ」や「快適トイレ」の現地確認を行う。

### 【精算時】

- (1) 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。
- (2) 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）
  - ① 「洋式トイレ」を設置した場合、差額上限は 2,300 円/(基・月)とする。
  - ②-1 「快適トイレ」を設置した場合で、その快適トイレがトイレと洗面台が一体型の場合、差額上限は 49,000 円/(基・月)とする。
  - ② -2 快適トイレがトイレと洗面台が分離型の場合、差額上限は 33,000 円/(基・月)とする。
- (3) 受注者が自社保有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用（リース料）と和式トイレの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。ただし、上項で設定している差額上限までとする。
- (4) (2)②の場合で上限額を超過した費用については、現場環境改善費を計上している場合、率計上分の対象として良い。

## 5 特記仕様書への記載例

特記仕様書には、次のとおり記載する。

### 第〇条 快適な仮設トイレの設置工事

- 1 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。
- 2 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、『「快適な仮設トイレの設置工事」についてのお知らせ』によるものとする。このお知らせは、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。  
(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00017588.html>)

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に作成する設計書から適用する。